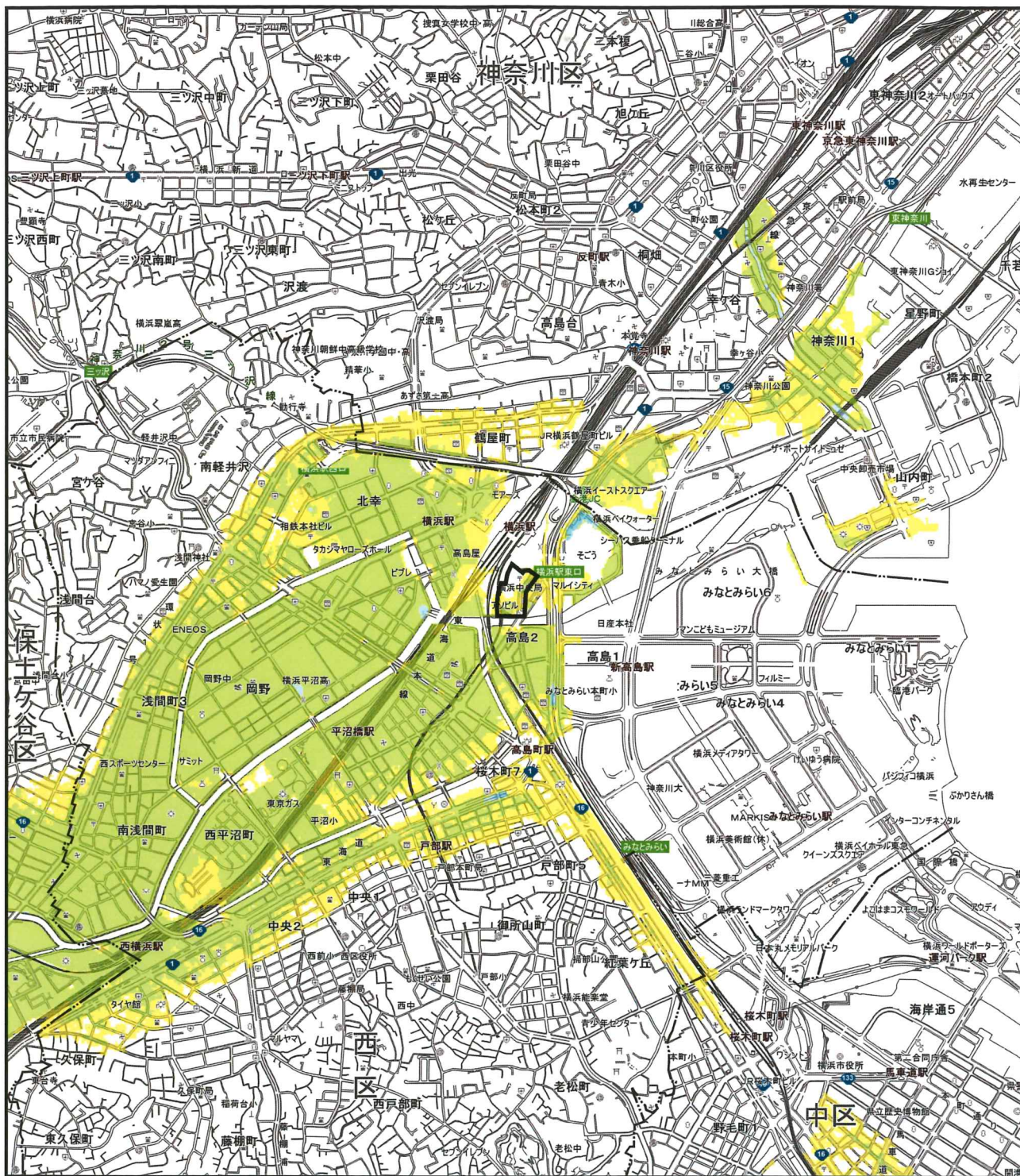




凡 例



計画区域



区界

(予想される浸水深)



0.5m未満



0.5m以上 3.0m未満



3.0m以上 5.0m未満



5.0m以上 10.0m未満

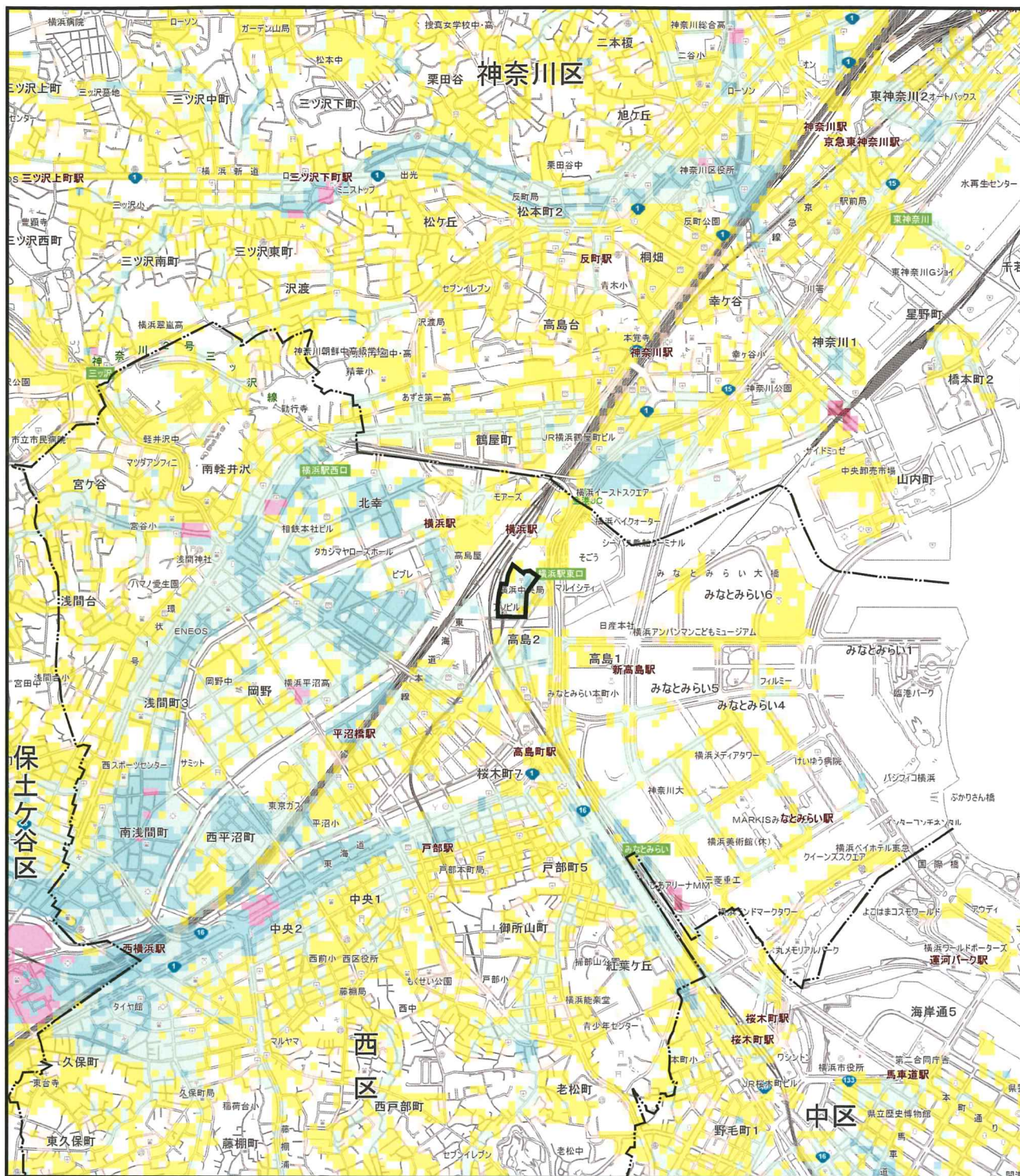
資料：「横浜市行政地図情報システム、わいわい防災マップ（洪水、内水、高潮浸水想定区域）」
(令和6年12月調べ、横浜市ホームページ)



S = 1/20,000

0 200 400 600m

図2. 2-38 (2) 洪水による浸水のおそれのある区域（想定最大規模）



凡 例



計画区域

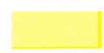


区界

(予想される浸水深)



0m以上 0.02m未満



0.02m以上 0.2m未満



0.2m以上 0.5m未満



0.5m以上 1.0m未満



1.0m以上 2.0m未満



2.0m以上

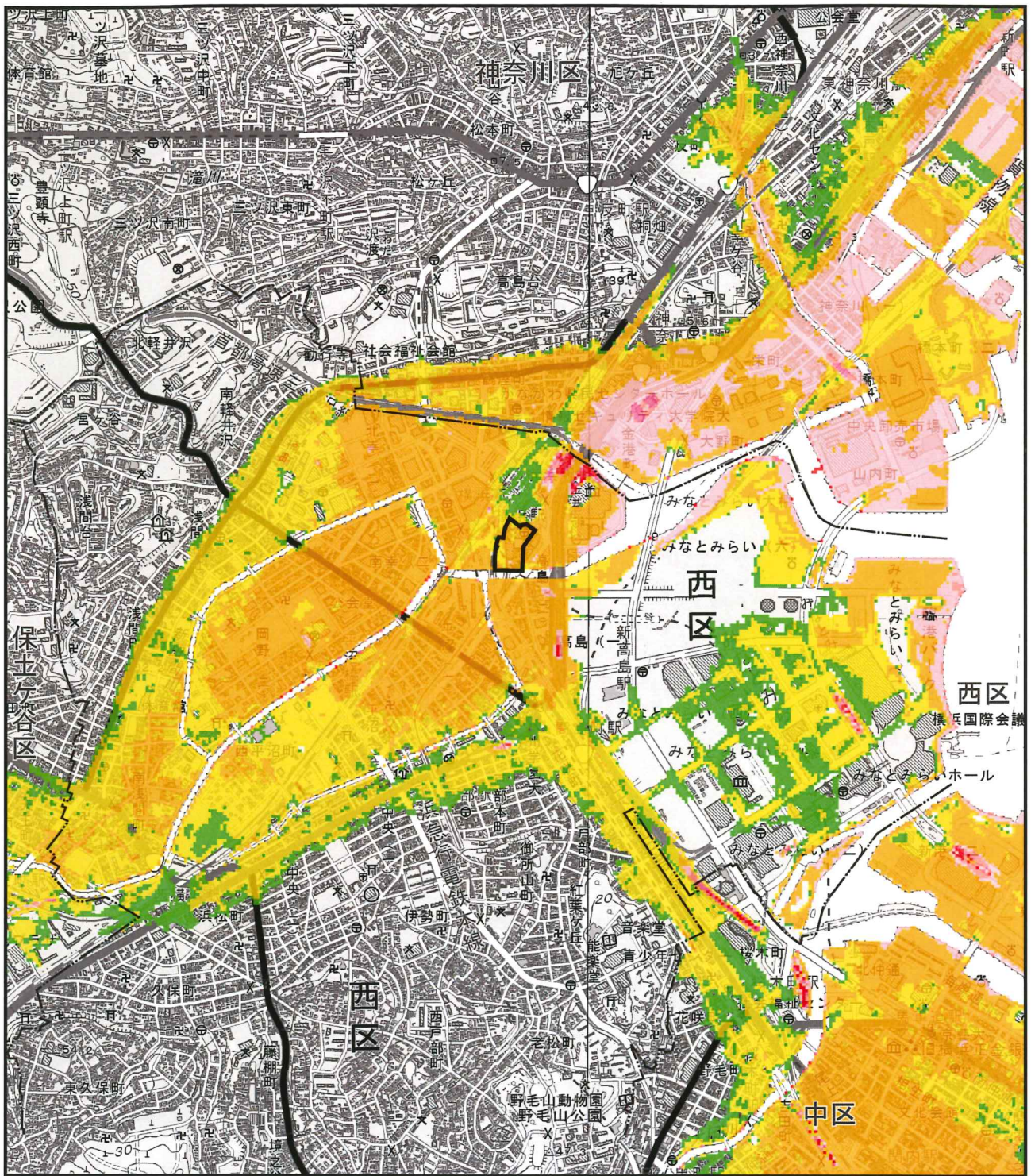
資料：「横浜市行政地図情報システム、わいわい防災マップ（洪水、内水、高潮浸水想定区域）」
(令和6年12月調べ、横浜市ホームページ)



S = 1/20,000

0 200 400 600m

図2.2-39 内水による浸水のおそれのある区域



凡 例



計画区域



区界

(予想される浸水深)



0.01m以上 0.3m未満



3.0m以上 4.0m未満



20.0m以上



0.3m以上 1.0m未満



4.0m以上 5.0m未満



1.0m以上 2.0m未満



5.0m以上 10.0m未満



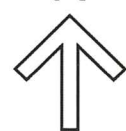
2.0m以上 3.0m未満



10.0m以上 20.0m未満

資料：「神奈川県津波浸水想定図」（平成27年3月、神奈川県）

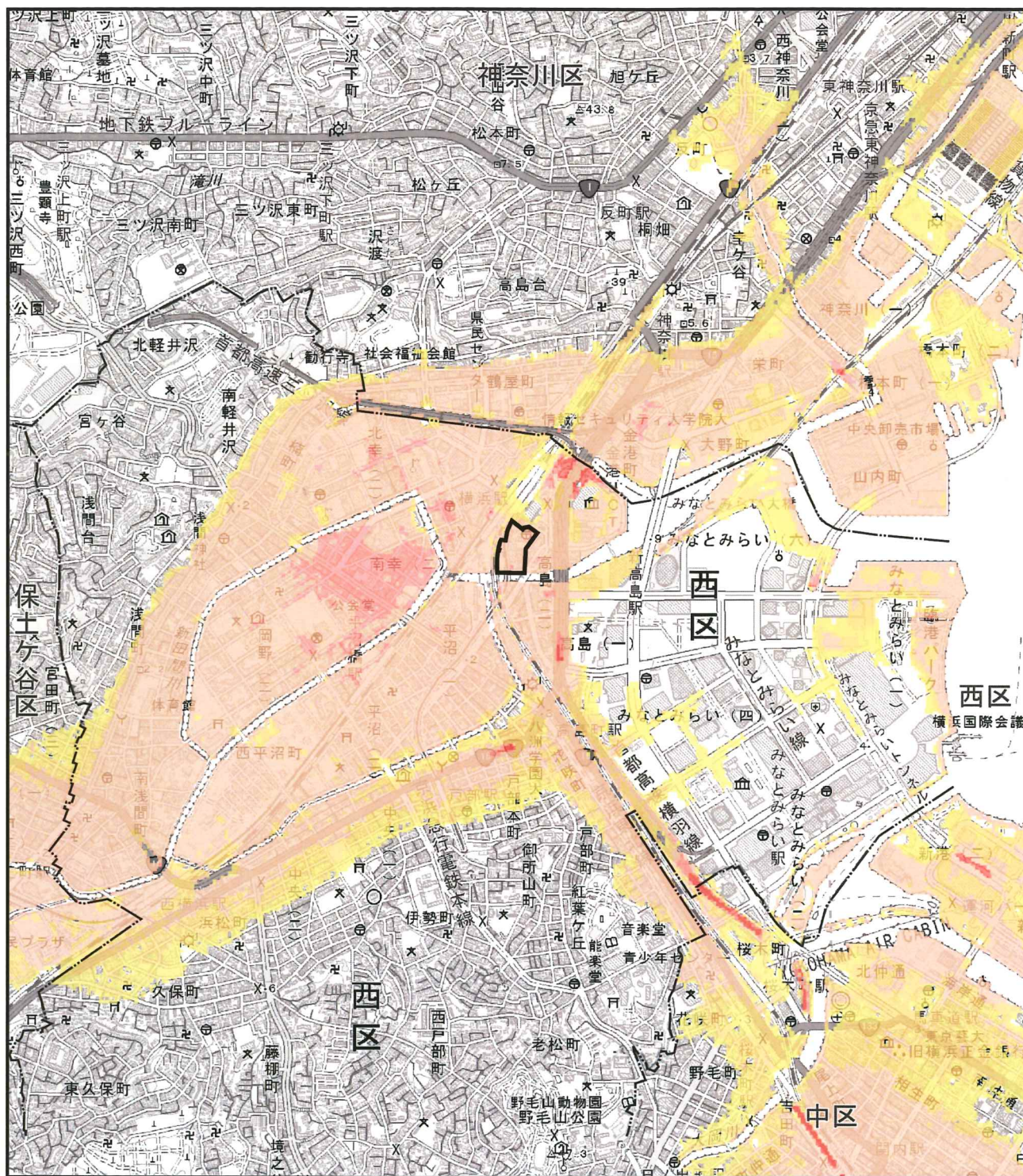
N



S=1/20,000

0 200 400 600m

図2.2-40 津波による浸水のおそれのある区域



凡 例



計画区域

区界

(予想される浸水深)

0.01m以上 0.3m未満	3m以上 5m未満
0.3m以上 0.5m未満	5m以上 10m未満
0.5m以上 1m未満	10m以上
1m以上 3m未満	

資料：「東京湾沿岸高潮浸水想定区域図」（令和6年12月調べ、神奈川県県土整備局ホームページ）



S = 1/20,000

0 200 400 600m

図2.2-41 高潮による浸水のおそれのある区域

(6) 液状化の可能性が高いと想定される地域

調査区域における液状化の可能性が高いと想定される地域は、図2.2-42(1)～(3)に示すとおりです。

「液状化の可能性が高いと想定される地域」は、その地点での液状化の危険度を示すPL値（FL-PL法（道路橋示方書・同解説Ⅴ耐震設計編（平成8年12月））による）を用いて液状化危険度の判定を行い、危険度が高いと判定された区域です。

PL値による液状化危険度判定区分は、以下に示すとおりです。

15<PL：液状化危険度が高い

5<PL≤15：液状化する可能性がある

0<PL≤5：液状化危険度は低い

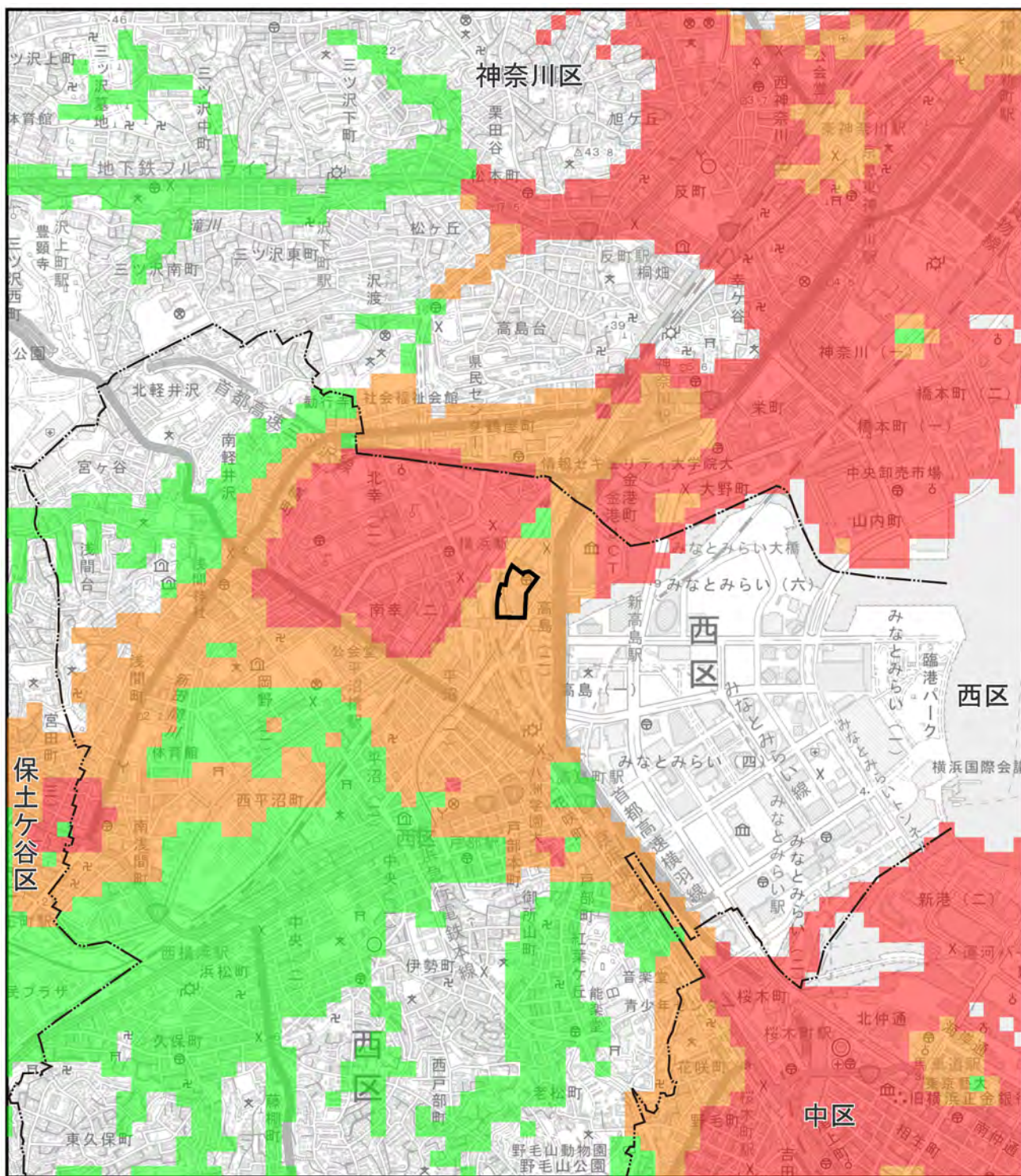
「横浜市地震被害想定調査報告書」では、元禄型関東地震、東京湾北部地震、南海トラフ巨大地震の3地震を被害想定の対象として検討が行われており、各地震ともに、計画区域及びその周辺は液状化の可能性のある～液状化の危険度が高い地域と評価されています。

(7) 災害応急用井戸の状況

調査区域における災害応急用井戸の分布は、図2.2-43に示すとおりです。

横浜市では、民間の協力のもと、災害時の生活用水の確保として、地域の方々へトイレや屋外の清掃等の「生活用水」として提供可能な井戸（災害応急用井戸）を指定しています。

調査区域では災害応急用井戸の分布が見られますが、計画区域及びその周辺には見られません。



この地図は国土地理院ウェブサイト(令和6年8月時点、電子地形図(タイル)標準地図)を使用して作成したものです。

凡 例



計画区域



区界

(液状化危険度)



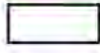
危険度が高い: $15 < PL$



危険度は低い: $0 < PL \leq 5$



可能性がある: $5 < PL \leq 15$



危険度はかなり低い: $PL = 0$

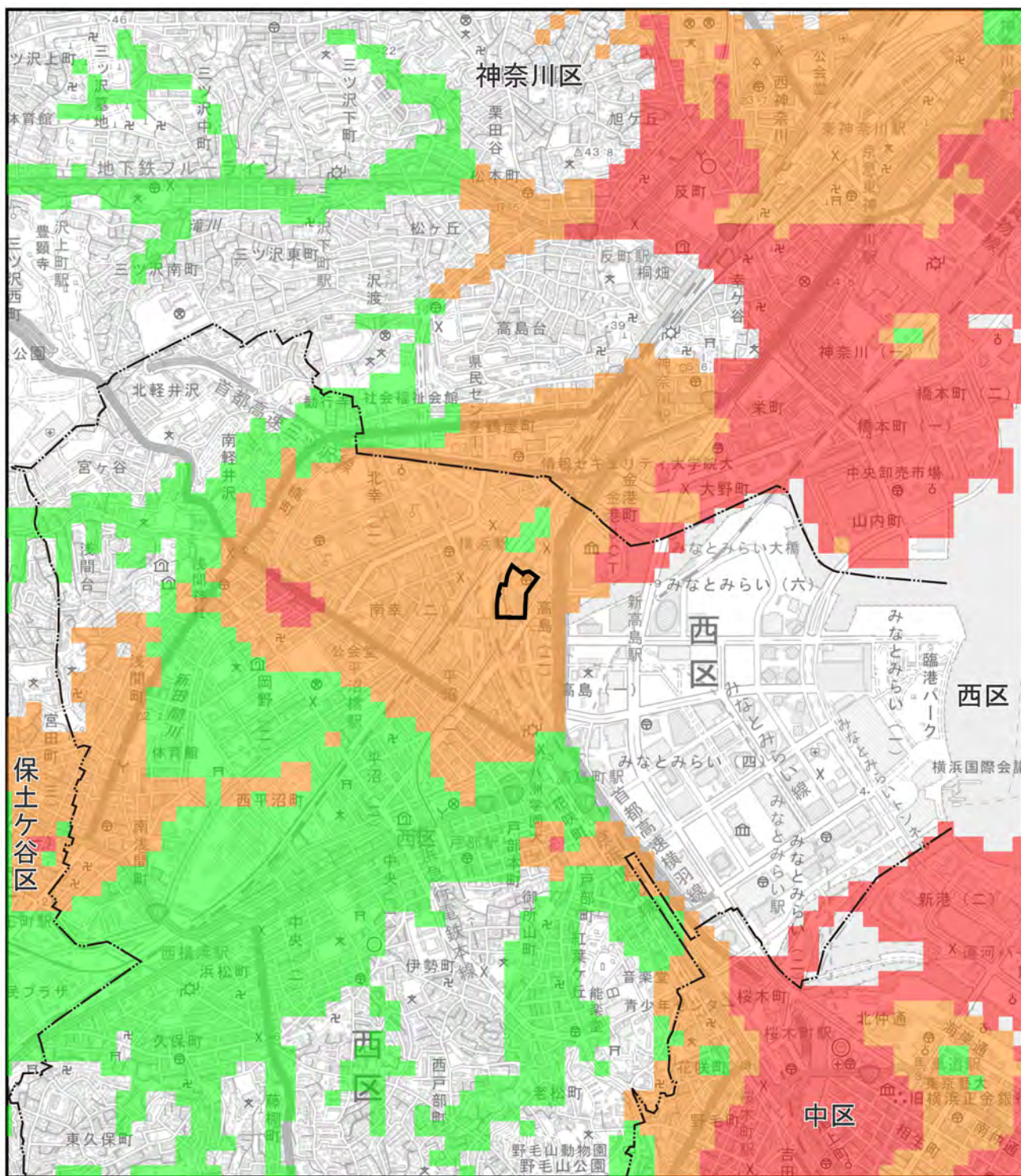


$S = 1/20,000$

0 200 400 600m

資料:「横浜市地震被害想定調査報告書」(平成24年10月、横浜市)

図2.2-42(1) 液状化のおそれがある区域(元禄型関東地震)



この地図は国土地理院ウェブサイト(令和6年8月時点、電子地形図(タイル)標準地図)を使用して作成したものです。

凡 例



計画区域



区界

(液状化危険度)



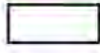
危険度が高い: $15 < PL$



危険度は低い: $0 < PL \leq 5$



可能性がある: $5 < PL \leq 15$



危険度はかなり低い: $PL = 0$

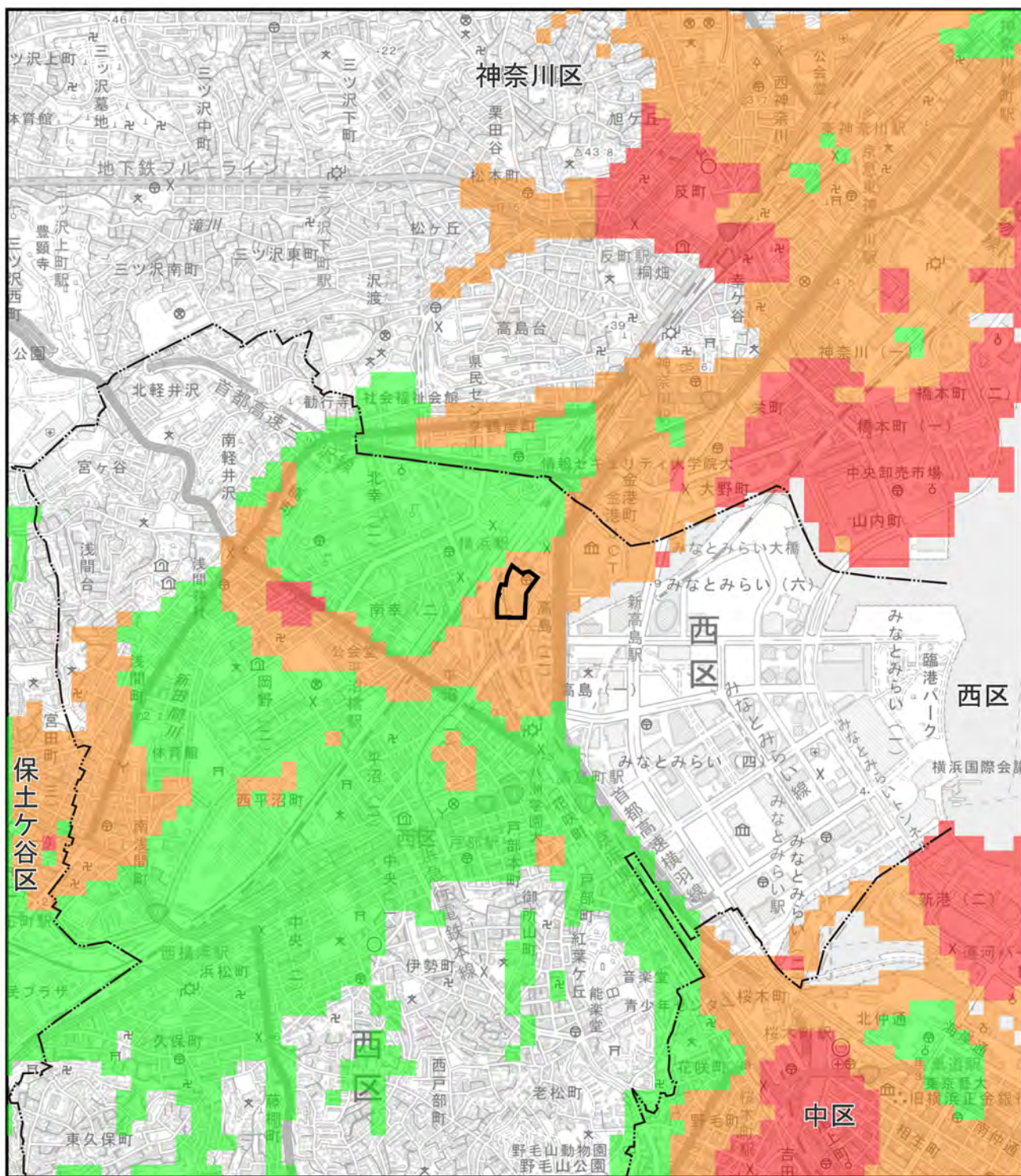


$S = 1/20,000$

0 200 400 600m

資料:「横浜市地震被害想定調査報告書」(平成24年10月、横浜市)

図2.2-42(2) 液状化のおそれがある区域(東京湾北部地震)



この地図は国土地理院ウェブサイト(令和6年8月時点、電子地形図(タイル)標準地図)を使用して作成したものです。

凡 例



計画区域



区界

(液状化危険度)



危険度が高い: $15 < PL$



危険度は低い: $0 < PL \leq 5$



可能性がある: $5 < PL \leq 15$



危険度はかなり低い: $PL = 0$

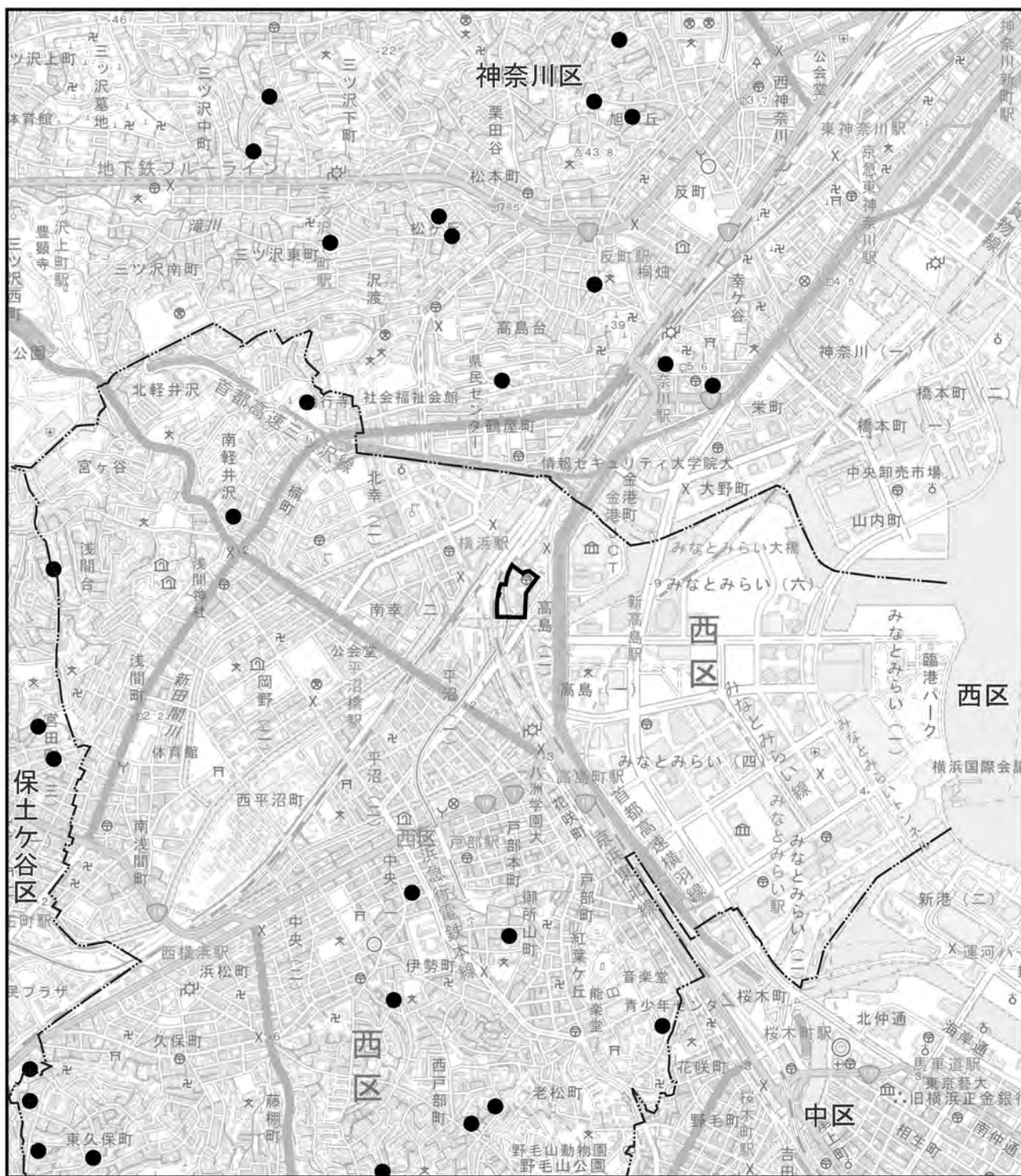


$S = 1/20,000$

0 200 400 600m

資料:「横浜市地震被害想定調査報告書」(平成24年10月、横浜市)

図2.2-42(3) 液状化のおそれがある区域(南海トラフ巨大地震)



この地図は国土地理院ウェブサイト(令和6年8月時点、電子地形図(タイル)標準地図)を使用して作成したものです。

凡 例

- 計画区域
- 区界
- 災害応急用井戸

資料：「横浜市行政地図情報システム、わいわい防災マップ（土砂災害）」
(令和6年12月調べ、横浜市ホームページ)



S = 1/20,000

0 200 400 600m

図2.2-43 災害応急用井戸の分布

2.2.12 廃棄物の状況

(1) 一般廃棄物

横浜市における一般廃棄物の処理状況は、表2.2-42に示すとおりです。

横浜市の令和5年度のごみと資源の総量は約112万トンで、前年度に比べ、約4万トン（-3.5%）減少しています。

表2. 2-42 横浜市の一般廃棄物の処理状況

単位：トン

区分				令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
ごみと資源の総量				1, 220, 597	1, 200, 409	1, 178, 299	1, 160, 264	1, 119, 824
処理 内訳	ごみ 量	家庭 系	焼却	581, 269	598, 514	578, 970	565, 853	546, 318
			埋立	312	316	307	286	290
			小計	581, 581	598, 830	579, 277	566, 139	546, 608
		事業 系	焼却	305, 374	267, 824	273, 093	278, 706	274, 207
			埋立	3, 692	2, 610	2, 746	2, 655	2, 319
			小計	309, 066	270, 434	275, 838	281, 362	276, 526
		計			890, 647	869, 264	855, 115	847, 500
	資源 化量	家庭 系	缶	8, 671	9, 728	9, 533	8, 968	8, 336
			びん	19, 534	20, 538	19, 566	18, 193	16, 556
			ペットボトル	13, 094	14, 077	14, 372	14, 176	14, 032
			ガラス残さ	4, 354	4, 907	5, 098	5, 011	5, 042
			小さな金属類	4, 648	5, 276	4, 726	4, 256	4, 044
			プラスチック 製容器包装	48, 817	51, 129	50, 094	48, 276	46, 555
			スプレー缶	611	620	619	611	611
			古紙	1, 452	1, 254	973	968	929
			古布	525	467	426	387	420
			蛍光灯・電球	82	77	70	59	56
			乾電池	321	319	336	341	358
			粗大金属	6, 704	7, 209	7, 077	6, 533	6, 220
			羽毛布団	10	8	12	12	13
			小型家電	61	85	91	95	99
			燃えないごみ	1, 333	1, 327	1, 233	1, 192	1, 128
			その他	60	0	0	0. 4	4
			小計	110, 277	117, 023	114, 225	109, 079	104, 402
			資源集団回収	152, 377	149, 022	142, 784	136, 438	128, 058
		事業 系	せん定枝	50, 197	49, 457	49, 313	47, 817	42, 795
			生ごみ	17, 099	15, 643	16, 861	19, 430	
			生ごみ (事業者)					19, 299
			生ごみ (小学校給食残さ)					2, 135
			小計	67, 296	65, 100	66, 174	67, 246	64, 230
			計	329, 950	331, 145	323, 183	312, 763	296, 690
処理 内訳	ごみ 量	焼却		886, 643	866, 338	852, 063	844, 559	820, 525
		直接埋立		4, 004	2, 926	3, 052	2, 941	2, 609
		計		890, 647	869, 264	855, 115	847, 500	823, 134
焼却残さ			埋立	123, 686	124, 000	120, 803	117, 688	114, 426
			資源化	1, 032	830	796	986	793

注1) 表中の数値は整数表示をしているためそれぞれの数値を合計した場合、一致しないことがあります。

注2) 令和元年度のその他についてはせん定枝リサイクル実証実験及び水銀含有製品の回収事業における資源化量です。

注3) 令和元年度の値は台風第15号による災害廃棄物(2,139トン)、台風第19号による他都市からの搬入ごみ(神奈川県川崎市:187トン、宮城県丸森町:163トン)、新型コロナウイルスの影響によるダイヤモンド・プリンセス号からの受入廃棄物(306トン)は計上していません。

注4) □は資料に記載のない値を表します。

資料:「令和6年度事業概要」(令和6年9月、横浜市資源循環局)

「令和5年度事業概要」(令和5年9月、横浜市資源循環局)

(2) 産業廃棄物

横浜市及び神奈川県における産業廃棄物排出量と処理状況の推移は、表2.2-43(1)～(2)に示すとおりです。

横浜市の令和4年度の発生量は901万トンで神奈川県全体の約52%を占めています。また、横浜市における発生量は令和4年度に増加しているものの概ね減少傾向が見られます。

表2.2-43(1) 横浜市の産業廃棄物量と処理状況の推移

単位：万トン

年度	再生利用量	減量化量	最終処分が必要な量	発生量
平成30年度	315	636	20	970
令和元年度	284	613	22	919
令和2年度	275	599	14	888
令和3年度	272	551	22	846
令和4年度	287	600	14	901

注) 表示単位未満を端数処理しているため、各項目の数値とその合計が合わない場合があります。

資料：「令和6年度事業概要」（令和6年9月、横浜市資源循環局）

表2.2-43(2) 神奈川県の産業廃棄物量と処理状況の推移

単位：万トン

年度	再生利用量	減量化量	最終処分が必要な量	発生量
令和元年度	691	1,089	28	1,808
令和2年度	650	1,060	27	1,737
令和3年度	668	1,020	26	1,714
令和4年度	678	1,035	27	1,740

資料：「神奈川県産業廃棄物実態調査」（令和6年12月調べ、神奈川県環境農政局ホームページ）

2.2.13 法令等の状況

公害防止、自然環境保全及び災害防止等に関する法令等と本事業との関係の有無は、表2.2-44(1)～(4)に示すとおりです。

適用法令は現在の法令の施行状況等より判断したものであり、対象事業と関連のある適用法令は遵守します。

表2.2-44(1) 環境関連法令等

項目		関係法令	本事業との関係
環境一般	環境一般	環境基本法	○
		神奈川県環境基本条例	—
		神奈川県生活環境の保全等に関する条例	○
		横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例	○
		横浜市生活環境の保全等に関する条例	○
		環境影響評価法	—
		神奈川県環境影響評価条例	—
		横浜市環境影響評価条例	○
		横浜市開発事業の調整等に関する条例	○
		生活環境保全推進ガイドライン（横浜市）	○
		環境への負荷の低減に関する指針（事業所の配慮すべき事項）（横浜市）	○
環境計画等	環境計画等	エコツーリズム推進法	—
		横浜市環境管理計画	○
		横浜グリーンバレー構想	—
公害防止	大気汚染	大気汚染防止法	○
		自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法	○
		神奈川県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画	○
	水質汚濁	水質汚濁防止法	—
		下水道法	○
		横浜市下水道条例	○
		神奈川県洗剤対策推進方針	—
	土壌汚染	土壌汚染対策法	○
		農用地の土壌の汚染防止等に関する法律	—
	騒音	騒音規制法	○
	振動	振動規制法	○
	地盤沈下	工業用水法	—
		建築物用地下水の採取の規制に関する法律	—
	悪臭	悪臭防止法	○
	日照障害	建築基準法	○
		横浜市建築基準条例	○
		横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例	○
		横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例	○
	ダイオキシン類	ダイオキシン類対策特別措置法	—

（令和6年12月調べ）

表2. 2-44(2) 環境関連法令等

項目		関係法令	本事業との関係
自然環境保全	自然環境一般	生物多様性基本法	○
		遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律	—
		自然環境保全条例（神奈川県）	—
		地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律	○
		神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例	—
		生物多様性保全上重要な里地里山	—
		横浜市水と緑の基本計画	○
		横浜みどりアップ計画 [2024-2028]	○
		横浜自然観察の森条例	—
		「横浜つながりの森」構想	—
		かながわ生物多様性計画 2024-2030	○
	国立公園、 県立自然公園、 都市公園等	自然公園法	—
		都市公園法	—
		神奈川県立自然公園条例	—
		神奈川県都市公園条例	—
		横浜市公園条例	—
	自然環境保全地域	自然環境保全法	—
	風致地区	都市計画法	○
		風致地区条例（神奈川県）	—
		横浜市風致地区条例	—
	特別緑地保全地区	都市緑地法	—
	近郊緑地保全区域	首都圏近郊緑地保全法	—
	敷地内緑地、 施設の設置	緑の環境をつくり育てる条例（横浜市）	○
		横浜市緑化地域に関する条例	○
		緑化地域制度（横浜市）	○
	生産緑地地区	生産緑地法	—
	農用地区域	農業振興地域の整備に関する法律	—
	農業専用地区	横浜市農業専用地区設定要綱	—
		横浜市都市農業推進プラン 2024-2028	—
	鳥獣保護区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	—
	野生生物	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	—
		特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律	—
	自然再生	自然再生推進法	—
		かながわ水源環境保全・再生施策大綱	—
災害防止	保安林	森林法	—
	砂防指定地	砂防法	—
	海岸保全地域	海岸法	—
	港湾区域	港湾法	—
	宅地造成工事 規制区域	宅地造成及び特定盛土等規制法	○
	地すべり防止地区	地すべり等防止法	—
	急傾斜地崩壊 危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	—
	地震	神奈川県地域防災計画	—
		横浜市防災計画	○
	土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	—
	河川保全区域	河川法	—
	航空障害	航空法	○

(令和6年12月調べ)

表2. 2-44(3) 環境関連法令等

項目		関係法令	本事業との関係
災害防止	防火・危険物等の取り扱い	消防法	○
		横浜市火災予防条例	○
		化学物質の適正な管理に関する指針（神奈川県）	—
		特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	—
		毒物及び劇物取締法	—
		放射性同位元素等の規制に関する法律	—
		神奈川県内消防広域応援実施計画	—
廃棄物	廃棄物	循環型社会形成推進基本法	○
		廃棄物の処理及び清掃に関する法律	○
		資源の有効な利用の促進に関する法律	○
		容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律	○
		食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律	○
		建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	○
		神奈川県土砂の適正処理に関する条例	○
		神奈川県循環型社会づくり計画	○
		神奈川県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画	—
		石綿排出等工事に関する指導指針（神奈川県）	—
		廃棄物処理法における石綿含有廃棄物等の基準等について	—
		神奈川県資源の循環的な利用等の推進、廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例	○
		横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例	○
		第10期神奈川県分別収集促進計画	○
		ヨコハマプラ5.3（ごみ）計画 （横浜市一般廃棄物処理基本計画）	○
		事業用大規模建築物における廃棄物の保管場所及び再生利用等の対象となる廃棄物保管場所の設置に関する指導基準 （横浜市）	○
		横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例	○
		プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律	○
		横浜市最終処分場跡地利用に係る指導要綱	—
		最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン	—
地球環境保全	温暖化対策	地球温暖化対策の推進に関する法律	○
		エネルギー政策基本法	○
		電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法	—
		エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律	○
		建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	○
		非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律	○
		バイオマス活用推進基本法	—
		フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	—
		フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に関する指針	—
		新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法	—
		環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律	○
		神奈川県地球温暖化対策推進条例	○
		神奈川県バイオマス利活用計画	—

(令和6年12月調べ)

表2. 2-44(4) 環境関連法令等

項目		関係法令	本事業との関係
地球環境保全	温暖化対策	横浜市地球温暖化対策実行計画	○
		横浜市地球温暖化対策計画書制度	○
		横浜市脱炭素社会の形成の推進に関する条例	○
		横浜市地域冷暖房推進指針	○
		再生可能エネルギー導入検討報告制度（横浜市）	○
		横浜市建築物環境配慮制度（CASBEE 横浜）	○
その他	景観	景観法	○
		都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律	—
		古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法	—
		屋外広告物法	○
		神奈川県屋外広告物条例	—
		横浜市屋外広告物条例	○
		神奈川県景観条例	—
		神奈川県景観づくり基本方針	—
		横浜市景観計画	○
		横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例	○
		横浜市景観ビジョン	○
		横浜市公共事業景観ガイドライン	—
	まちづくり方針	横浜市基本構想（長期ビジョン）	○
		横浜市中期計画 2022～2025	○
		都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（横浜市）	○
		横浜都市交通計画	○
		横浜市都市計画マスタープラン 西区プラン 「西区まちづくり方針」	○
		横浜市都心臨海部再生マスタープラン	○
		都市再生緊急整備地域 地域整備方針（横浜市）	○
		土地区画整理法	—
		駐車場法	○
		横浜市駐車場条例	○
		横浜市自転車活用推進計画	○
		横浜市自転車駐車場の附置等に関する条例	○
		横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例	○
		大規模小売店舗立地法	○
		横浜国際港都建設計画都市再開発の方針	○
		都市再生特別措置法	○
		エキサイトよこはま 22	○
		エキサイトよこはま 22 横浜駅みなみ東口地区地区計画	○
		エキサイトよこはま まちづくりガイドライン	○
		横浜市 SDGs 未来都市計画（2022～2025）	○
		街づくり協議地区制度（横浜市）	○
	文化財	文化財保護法	—
		神奈川県文化財保護条例	—
		横浜市文化財保護条例	—
	その他	光害対策ガイドライン	○
		工事中の歩行者に対するバリアフリー推進ガイドライン（横浜市）	○
		横浜市 よこはまの道 バリアフリー整備ガイドライン	○
		津波からの避難に関するガイドライン（横浜市）	○
		Vertiport 設置のための環境アセスメント方針	○
		国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律	○

(令和6年12月調べ)

2.3 調査対象地域等の地域特性

「2.2 地域の概況」の調査結果から要約される、計画区域及びその周辺における地域特性の概要は、表2.3-1(1)～(3)に示すとおりです。

計画区域は幕末から明治中期にかけて造成された古い埋立地に位置し、計画区域南側には近接して二級河川の帷子川が流れています。また、計画区域西側には二級河川の新田間川、南西側には石崎川が、北側には帷子川分水路が東へ向かって流下し、横浜港へ注いでいます。

計画区域及びその周辺は市街化が進み主に商業地域として利用されているため、まとまった樹林地は少なくなっています。

計画区域周辺の旅客用鉄道は、JR線、京急本線、相鉄本線、東急東横線、横浜市営地下鉄ブルーライン、みなとみらい線等が整備され、横浜駅が計画区域の最寄り駅となります。

計画区域周辺の道路としては、計画区域東側には高速神奈川1号横羽線、一般国道1号があり、一般国道1号に交差するかたちで、横浜生田線等が通っています。また、計画区域近傍の道路としては、計画区域南側には横浜駅根岸線が通っており、これらが計画区域への主なアクセス道路となっています。

表2.3-1(1) 地域特性の概要

項目	地域特性の概要
気象の状況	横浜地方気象台(横浜市中区山手)における平均気温は18.0℃、平均相対湿度は67%、平均風速は3.6m/s、最多風向は北、降水総量は1,377.0mmとなっています。
地形、地質、地盤の状況	- 計画区域は幕末から明治中期にかけて埋立てられた土地で、地形は旧水部に分類されます。また、計画区域東側約100mには三角州・海岸低地が分布しています。 - 計画区域の地質は埋土となっており、計画区域北側約400mには自然堤防及び砂洲堆積物が分布しています。 - 計画区域及びその周辺の土壌は人工改変底地土(市街地)に分類され、軟弱地盤の層厚は主に30～40mで、軟弱地盤の厚い地域となっています。
水循環の状況	計画区域南側には近接して二級河川の帷子川が流れています。また、計画区域西側には二級河川の新田間川、南西側には石崎川が流れており、北西側から東側にかけては、二級河川の帷子川分水路が流れています。
植物、動物の状況	- 計画区域及びその周辺は、ほとんどが市街地となっています。 - 調査区域には、「神奈川県レッドデータブック2022植物編」に記載された「絶滅のおそれのある地域個体群」に該当する個体群はありません。また、「自然環境保全基礎調査」により選定された「特定植物群落」の分布は見られません。 - 調査区域には、「森林法」に基づく地域森林計画対象民有林が計画区域北西側約1.9kmに見られ、「都市緑地法」に基づく特別緑地保全地区及び「首都圏近郊緑地保全法」に基づく近郊緑地特別保全地区等の重要な樹林は見られません。 - 計画区域及びその周辺の潜在自然植生としては、イノデタブ群集・典型亜群集が成立するとされています。 - 調査区域には、巨樹巨木調査による巨樹巨木が6件、横浜市の名木古木保存事業における名木古木が34件存在しています。 - グランモール公園にて過去3回行われた調査で確認された種は、鳥類で7目15科21種、昆虫類で2目7科22種、みなとみらい21地区で確認された種はほ乳類で1種、鳥類で50種、は虫類で3種、昆虫類で105種です。また、調査区域で確認された種のうち、注目すべき動物種は10種が確認されました。

表2.3-1(2) 地域特性の概要

項目		地域特性の概要
植物、動物 の状況		・調査区域では、計画区域北西側約1.9kmに位置する「豊頭寺市民の森」が鳥獣保護区に指定されています。 ・調査区域に農地は見られません。
人口、産業 の状況		・令和6年の人口密度は神奈川区、西区、南区及び保土ヶ谷区では横浜市全域に比べて高く、1世帯当りの人員は5区とも横浜市全域よりやや低くなっています。 ・令和2～6年の人口等の推移について、横浜市では、世帯数は増加していますが、人口は減少傾向が見られます。調査対象地域の5区の世帯数は横浜市と同様の傾向が見られ、人口については多少のばらつきがみられるものの、概ね横ばいから増加の傾向が見られます。 ・事業所数が最も多いのは、調査対象地域の各区とも卸売業、小売業です。従業者数が最も多いのは、横浜市全域と神奈川区では卸売業、小売業ですが、西区、中区ではサービス業（他に分類されないもの）、南区、保土ヶ谷区では医療、福祉です。
土地利用 の状況		・計画区域の用途地域は、商業地域に指定されています。 ・計画区域は業務施設用地であり、現在は中低層の商業・業務施設として利用されています。 ・調査対象地域の土地利用の状況は、多くが住宅系用地となっており、文教・厚生用地、公共空地等も混在する土地利用となっています。 ・計画区域周辺は主に南東側のみなとみらい地区等に、75mを超える高層建築物が数多く存在しています。
交通、運輸 の状況		・計画区域周辺の道路としては、計画区域東側には高速神奈川1号横羽線、一般国道1号があり、一般国道1号に交差するかたちで、横浜生田線等が通っています。 ・調査区域には、市営バスと民営バスが運行しています。計画区域東側に、市営バス、京浜急行バス、神奈川中央交通の停留所「横浜駅改札口前」と「横浜駅東口バスターミナル（横浜駅東口、横浜駅前）」があります。 ・計画区域の旅客用鉄道は、JR線、京急本線、相鉄本線、東急東横線、横浜市営地下鉄ブルーライン、みなとみらい線があり、最寄りの駅は、JR線、京急本線、相鉄本線、東急東横線、横浜市営地下鉄ブルーライン、みなとみらい線の横浜駅です。 ・乗車人員は、調査区域でみられる駅の中でJR線の横浜駅が最も多く、次いで相鉄本線の横浜駅が多くなっています。 ・調査区域でみられる駅における乗車人員は、概ね横ばいから、減少傾向を示しており、新型コロナウイルス感染対策の一環で外出の抑制が要請されたことにより、令和2年度は特に乗車人員が減少しています。 - その後、新型コロナの行動制限の緩和に伴い、令和3年度以降の乗車人員は増加傾向に転じています。 ・入港船舶総数の隻数、総トン数は令和2年に減少し、その後は横ばい傾向が見られます。 ・計画区域周辺の飛行場として、神奈川県警察ヘリポート等があります。
公共施設等 の状況		・計画区域に最も近い教育施設等は、計画区域南南東側約200mの横浜みなとみらい保育園です。計画区域に近い他の施設としては、計画区域南南東側約300mにきつぷクラブ横浜があります。 ・主な医療機関としては、計画区域南側約300mに医療法人社団善仁会横浜第一病院があります。 ・主な官公庁等としては、計画区域内北側には横浜中央郵便局、計画区域北西側に近接して横浜駅行政サービスコーナーがあります。 ・主な福祉施設等としては、計画区域南南東側約500mにハートケア横浜、北西側約600mにシニアホテル横浜西口があります。 ・その他の市民利用施設として、計画区域周辺には計画区域西南西側約600mに西地区センター、西公会堂があり、北側約900mには台町公園野球場があります。 ・主な公園・緑地としては、計画区域東側約500mに近隣公園の高島水際線公園があり、北西側約600mには街区公園の北幸広場公園があります。
文化財等 の状況		・計画区域周辺の指定・登録文化財は計画区域北側約800mに弁玉歌碑及び望欣台の碑、認定歴史的建造物は計画区域南側約500mに二代目横浜駅基礎等遺構があります。 ・埋蔵文化財包蔵地としては、計画区域周辺には計画区域北側約800mに、散布地である弥生時代の埋蔵文化財包蔵地が存在します。
公害等 の状況	公害 苦情	・横浜市における公害苦情総数は1,562件であり、公害苦情の多い項目としては騒音の552件、大気汚染の388件、悪臭の371件となっています。

表2. 3-1 (3) 地域特性の概要

項目		地域特性の概要
公害等の状況	公害苦情	・調査対象地域の5区も横浜市全体と同様、公害苦情数は騒音が最も多く、悪臭、大気汚染、振動が多くみられます。
	大気汚染	・計画区域に最も近い一般環境大気測定局は、計画区域南西側約900mの西区平沼です。また、計画区域に最も近い自動車排出ガス測定局は、計画区域西側約900mの西区浅間町です。 ・浮遊粒子状物質、二酸化窒素、微小粒子状物質は3局すべてで測定されており、各年度とも環境基準に適合しています。 ・一般環境大気測定局の光化学オキシダントについては各年度とも不適合です。光化学オキシダントは気象要因による変動が大きく、全国的に環境基準が達成できていない傾向があります。
	水質汚濁	・河川における水質測定結果は、令和3年度の大岡川における生物化学的酸素要求量が環境基準に不適合です。 ・海域における水質測定結果は、令和元年度及び令和3年度の全磷、令和3年度の全窒素が環境基準に不適合です。 ・調査区域では、横浜市が地下水の水質測定を実施しており、メッシュ調査において、令和3年度に硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の環境基準の超過が見られたNo.2は、令和4、5年度の継続監視調査においても硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準を超過しています。
	騒音	・道路交通騒音は、令和元～5年度に10地点で測定されており、一般国道1号の西区戸部本町、一般国道133号の中区本町1丁目は昼間・夜間ともに環境基準を超過し、青木浅間線の西区浅間町4丁目、高島関内線の中区桜木町1丁目、横浜生田線の西区北軽井沢、一般国道15号の神奈川区新町は夜間のみ超過しています。 ・調査区域では、鉄道騒音及び航空機騒音の測定は実施されていません。
	振動	・調査区域では、横浜市による振動の測定は実施されていません。
	土壌汚染	・調査区域における、形質変更時要届出区域が14箇所あります。計画区域は法及び条例に基づく要措置区域及び形質変更時要届出区域に指定されていません。
	悪臭	・計画区域及びその周辺には、著しい悪臭の発生源はみられません。
	地盤沈下	・調査対象地域内では23地点で水準測量が行われています。各地点ともほとんど変動が見られず、過去5年間の前年比最大変動量は計画区域の東側に隣接する水準点番号236の3.7mmとなっています。
災害の状況		・調査区域では、元禄型関東地震で震度6弱～7、東京湾北部地震で震度5強～6強、南海トラフ巨大地震で震度5弱～6弱の揺れが想定されています。 ・計画区域は「急傾斜地崩壊危険区域」「土砂災害警戒区域」の指定がありません。 ・洪水による浸水想定区域（想定最大規模）において、計画区域は0～3.0m程度の洪水による浸水深区域に含まれます。 ・内水による浸水想定区域は、調査区域では広く浸水が想定されており、大部分は浸水深1.0m未満となっています。なお、計画区域も1.0m未満と想定されています。 ・津波による浸水想定区域は、計画区域を含む低地に広く分布しており、計画区域では1.0m以上2.0m未満の浸水が予測されています。 ・想定される最大規模での高潮による浸水想定区域は、計画区域を含む低地に広く分布しており、計画区域及びその周辺は1m以上3m未満の浸水が予測されています。 ・元禄型関東地震、東京湾北部地震、南海トラフ巨大地震の3地震を対象として液状化の検討が行われており、各地震ともに、計画区域及びその周辺は液状化の可能性がある～液状化の危険度が高い地域と評価されています。 ・調査区域には、災害時の生活用水の確保として、地域の方々へトイレや屋外の清掃等の「生活用水」として提供可能な井戸（災害応急用井戸）があります。調査区域に災害応急用井戸の分布が見られますが、計画区域及びその周辺には見られません。
廃棄物の状況		・横浜市の令和5年度のごみと資源の総量は約112万トンで、前年度に比べ、約4万トン（-3.5%）減少しています。 ・横浜市の令和4年度の発生量は901万トンで神奈川県全体の約52%を占めています。 ・横浜市における発生量は令和4年度に増加しているものの概ね減少傾向が見られます。
法令等の状況		・対象事業と関連のある適用法令としては「環境基本法」、「横浜市生活環境の保全等に関する条例」等の総合的な法令及び「大気汚染防止法」、「騒音規制法」等の個別の法令が該当します。対象事業の実施に当たっては、関連のある法令等を遵守します。